

8. トライアル企業支援事業

1 目的

- ・ 中小企業（法人）が3か月以上テレワークや商業等を営む場合の賃貸料及び旅費を補助し、事業拠点やワーケーション等の誘致を促すことで関係人口の創出や地域活性化を図ることを目的とする。

2 補助率・限度額

- ・ 補助率 50% (50/100)
- ・ 限度額 50万円
ただし、同一事業所につき1回限り

3 対象者

- ・ 市外に法人登記を有する中小企業（法人）（北海道信用保証協会の定める信用保証対象業種。ただし、病院、一般診療所、歯科診療所、テナントを含む大規模小売店舗及びチェーン店を除く。）

【事業認定申請者となる条件】（下記の条件いずれにも該当すること）

- ◆ 法人であり、市内に事務所・事業所等の拠点を有していないもの
- ◆ 既に事業を営んでいるもの
- ◆ 暴力団員又は暴力団関係事業者が関与していないこと
- ◆ 当市へ本社移転や拠点設置を検討している又は当市との継続的な関わりを希望していること
- ◆ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のための店舗等に関する事業を営むものではないこと
- ◆ 北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第19条に規定する有害がん具類を販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、閲覧させ、もしくは交換する店舗等に該当しないこと

4 対象となる事業

- ・ 市内の事務所や店舗を賃貸し、3か月以上テレワークや商業等を営むことで本市での職場環境や魅力等を感じていただき、本市の地域活性化に繋がる取組であること。
※ 補助の対象事業となるかの確認については事前に産業振興課へご相談ください。
- ・ 次のいずれにも該当する事業であること。
 - ① 条例又は施行規則で定める申請者の資格や補助対象となる条件に合致していること（市内事業者である条件は除く）。
 - ② 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
- ・ 補助対象となるためには、賃貸契約締結後1か月以内かつ着手年月日前までにトライアル企業支援事業認定申請書を提出し、事業認定を受ける必要があります。
- ・ 事業の「着手年月日」は、名寄市内で事業を開始した日とし、「完了年月日」は事業を開始した日から3か月以上1年未満の期間中に最終支出をした日とします。
- ・ 実績報告書の提出は、補助事業完了後30日以内（事業の完了月が3月である場合は3月末日まで）に提出してください。

5 補助対象経費

- ・ 事業着手年月日から起算して1年未満に支出した賃貸料及び旅費。補助対象となる賃貸料には共益費を含みます。
- ・ 補助対象経費は、次に掲げる事項いずれにも該当するものであること。
 - ① 使用目的が事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
 - ② 補助金の交付決定日以降に発生した経費
 - ③ 証拠資料等によって金額が確認できる経費
- ・ 補助対象と認められるものは次に掲げる経費であり、これ以外の経費は補助対象外となります。

費目	説明
ア 賃貸料	<ul style="list-style-type: none"> テレワークや商業等を営む事業所の賃貸料 ※ 3か月以上の賃貸契約を対象とする ※ 中古住宅等の一軒家も対象とする
イ 旅費	<ul style="list-style-type: none"> 名寄市を往来する旅費（役員・従業員分を対象とし、複数回の往来も可とする） ※ 行程表や領収書等、旅費の確認書類を提出していただきます。 原則、公共交通機関を利用した際の実費 公共交通機関以外の交通手段を利用する場合は、1キロメートルにつき26円と高速道路料金
ウ その他	<ul style="list-style-type: none"> 事業遂行に必要と市長が認めた経費

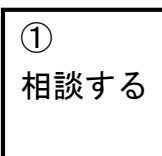
【補助対象外のものの例示】

- 事業認定を受けていない期間に支出した賃貸料
- グリーン車・ビジネスクラス等の追加料金
- 役員や従業員に同行する家族等の旅費
- 敷金、礼金、解約等に係る違約金、キャンセル料
- 滞在時の宿泊費、食糧費
- リース・レンタル料
- 振込手数料、保険料
- 消費税（ただし、免税事業者については、消費税を含む経費を補助対象とします）

賃貸料で補助対象外となる場合

- 町内会費や月極駐車場の賃貸料
- 生計を同一とする親族から賃貸する場合
- 二親等以内の親族から賃貸する場合
- ※ 賃貸人が法人や団体の場合は、代表者との間で同様の血族関係があるかどうかで判断します。
- 賃貸人が申請者と同一人物の場合
- 賃貸人が申請者を代表者とする法人や団体の場合
- 賃借人が申請者の親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。）又は子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。）である場合

6 申請フロー



名寄市での当該事業を検討した段階で

産業振興課へ相談し、申請書類の確認・作成を行ってください。

②
事業認定
申請する

事業所の賃貸契約を締結する場合⇒賃貸契約締結後1か月以内かつ事業着手の14日前

までに事業認定申請書に次の書類を添付し、提出してください。

- 1 申請者の概要や事業内容を記載した事業計画書
- 2 経費明細書
- 3 法人概要が分かる書類（企業パンフレットやホームページの写し等）
- 4 登記上の名称及び所在地が確認できる書類（履歴事項全部証明書）
- 5 賃貸借契約の内容が確認できる書類

- 6 交通機関の経費が確認できる書類
- 7 役員・従業員であることを確認する書類
（運転免許証等の本人を確認できる書類と併せて）
- 8 その他市長が必要と認める書類

③
対象事業
認定

書類審査後、補助対象事業の認定が決定したら、「トライアル企業支援事業認定通知書」を郵送します。

申請～審査～決定～郵送まで約2週間かかります。

④
営業開始

事業計画書に基づき、事業を開始

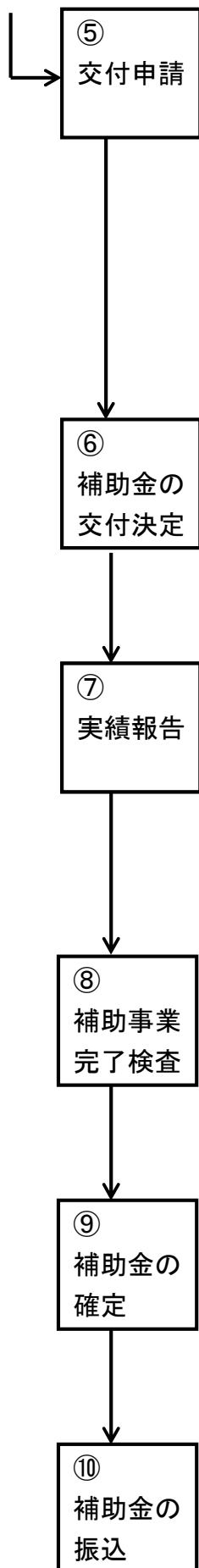
事業開始後、産業振興課にて事業所の現地確認を実施（事業開始の確認）
現地確認後、事業確認調書を作成

④
事業計画
に変更が
発生した
とき

次に掲げる事項のいずれかに該当する変更が生じたときは変更内容について、速やかに産業振興課へ報告してください。

- （1）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- （2）補助事業の内容を変更しようとするとき（賃貸契約等における家賃・賃貸料の変更や賃借人の変更等）。ただし、補助目的に影響がない（来訪人員の変更等）事業計画の細部の変更はこの限りでない。

変更内容の報告時には、変更内容を証明できる書類（賃貸契約変更にかかる覚書や念書等）を提出してください。



着手年月日から起算して3か月以上1年未満の期間中で最終支出を終えたら

申請書に次の書類を添付し、提出願います。

- 1 支出を証明する書類等（領収書、振込明細書等の写し）
- 2 役員・従業員であることを確認する書類（認定申請時未提出者分）
（運転免許証等の本人を確認できる書類と併せて）
- 3 事業概要報告
- 4 その他市長が必要と認める書類

書類審査後、補助金の交付が決定したら、「補助金交付決定通知書」を郵送します。申請～審査～決定～郵送まで約1週間かかります。

補助金交付決定通知が届いたら

速やかに、実績報告書に次の書類を添付して提出してください。

- 1 補助金振込先口座情報（口座通帳の写し等）
- 2 その他市長が必要と認める書類

実績報告書提出後、産業振興課にて事業所の現地確認を実施（事業完了の確認）

現地確認後、事業確認調書を作成

書類審査及び現地確認後、「補助金確定通知書」を郵送します。

実績報告～書類審査～現地確認～補助金の確定まで約2週間かかります。

補助金の確定～振込まで、約2週間かかります。